

＜タイ法務情報＞

タイ版製造物責任法に関する解説

2009年5月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

1. 製造物責任法の施行.....	1
2. 目的（立法趣旨）.....	1
3. 主要な相違点.....	2
4. まとめ.....	5

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地コンサルティング会社Miyake & Yamazaki Co., Ltd.に作成委託し、2009年5月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜タイ法務情報＞

タイ版製造物責任法に関する解説

1. 製造物責任法の施行

タイ国の製造物責任法（正式名称は、“Unsafe Goods Liability Act B.E.2551 (2008)”「仏暦 2551 年（2008 年）非安全商品責任法」）が、2009 年 2 月 21 日に施行された。条文数は 16 カ条である。この法律は、日本の製造物責任法と同様に製造過程等で問題がある製品・商品から発生した損害に対して消費者を保護するものである。

法律の制定作業は相当古くから行われていたが、2008 年 2 月に成立、2009 年 2 月 21 日から施行となった。内容的には、アメリカの厳格責任法および欧州の EC 指令の保護規定を参考に立法されたことを窺わせる法律となっている。また、関連法令として、消費者保護法（正式名称は、“The Consumers Protection Act B.E. 2522 (1979)”）および 2008 年 8 月 23 日に施行された消費者事件手続法（正式名称は、“The Consumer Case Procedure Act B.E. 2551 (2008)”）があり、同法の内容および今後の運用を占う意味で、同 2 法の理解は欠かせない。

ただ、非安全商品責任法に関しては、施行後間もないことから解釈および運用について、まだ不明な点も多く、本稿ですべて扱うことは困難である。そこで、同法の基本的な内容について、日本の製造物責任法と対比して説明するに留める。

2. 目的（立法趣旨）

非安全商品責任法には、法律の目的（立法趣旨）は記載されていないが、日本の製造物責任法（平成 6 年 7 月 1 日法律第 85 号）と同一と考えて差し支えないと考えられる。日本の製造物責任法第 1 条では、目的を次のように定めている。

「この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体または財産に係る被

害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」

タイの非安全商品責任法は、目的の点では日本の製造物責任法と何ら異なるところはないと考えられるが、その規定内容については、日本の製造物責任法とは相当程度に異なる。そこで、本稿では、主要な相違点に焦点を当てて説明する。

3. 主要な相違点

(1) 対象物の広範性

タイの非安全商品責任法では、一般的な商品のほか、販売目的で製造・輸入された動産（これには農産品・電気を含む）、米作、穀物栽培、果物栽培、家畜、養殖、養蚕、ラックカイガラムシ飼育、茸栽培からの製品（ただし、自然・天然のものは含まない）が対象品目として列記されている（同法第4条）。

日本の製造物責任法では、対象物は「製造または加工された動産」に限られる（同法第2条1項）ため、非安全商品責任法の適用対象品目はかなり広範囲となっている。また、農産品や電気等が含まれていることも特徴として挙げられる。

なお、農産品が対象物に含まれているが、日本の製造物責任法の観点からは一見理解し難いと考えられる（日本の製造物責任法では対象外）が、遺伝子組み換えにより生産した野菜などの農産品を念頭においているのではないかと考えられる。

上記のとおり、非安全責任法の対象品目は多岐に亘っており、日本の製造物責任法の発想で、安易に「当社の製品は対象にはならない」と考えるのは危険であり、再度、製造・販売している物品について、同法の適用がないかを精査してみる必要があると考える。

(2) 事業者全員の連帯責任

日本の製造物責任法では、製造業者等は個別に損害賠償の責任を負うとされ

ているが、非安全商品責任法では、製造者、製造委託者、輸入者等の事業者に対して損害賠償義務が発生した場合、事業者全員に対する連帯責任を規定しており（同法第5条）、他者の責任についても追及される可能性があるので注意を要する。連帯責任である以上、「自分の責任範囲は限られる」といった抗弁ができないことになる。

（3）集団訴訟（Class Action）

日本の製造物責任法にないタイの非安全商品責任法の特徴の一つとして、集団訴訟が認められていることが挙げられる。非安全商品責任法第10条は、消費者保護法が定める消費者保護委員会もしくは消費者保護委員会が消費者保護法に基づき認定した協会・財団は代理訴訟を提起することができる旨定めている。いわゆる、集団訴訟（Class Action）の規定である。

消費者保護委員会もしくは消費者保護委員会が消費者保護法に基づき認定した協会・財団は、非安全商品責任法に定義する対象品目から損害を受けた場合、被害者全体を代理して訴訟提起が可能となる。集団訴訟が可能なことから、小額被害者がまとまって事業者に責任追及することが容易となり、場合によっては、個々の被害額は小さいもののまとまると巨額の損害賠償額になる可能性がある。

従って、「当社の製品では被害額といっても知れたものだ」等と安易に考えるのは危険である。

（4）懲罰的損害賠償（Punitive Damage）

日本の製造物責任法では、損害賠償額は不法行為の損害賠償の考え方を採用するため、懲罰的な損害賠償を認めていない。ところが、タイの非安全商品責任法では、懲罰的損害賠償（Punitive Damage）を認めており、実損害額の2倍を限度として、裁判所は懲罰的損害賠償を命じることができると規定されている（同法第11条2項）。

懲罰的損害賠償の要件は、次のとおりである。

- ①事業者が、安全でない商品と知って製造・輸入・販売したこと。
- ②事業者が、重過失により安全でない商品と知って製造・輸入・販売したこと。

- ③事業者が、製造・輸入・販売後に安全でない商品と知ったにもかかわらず、損害防止のために適切な行為を行わなかったこと。

上記のいずれかの要件が認められた場合は、裁判所は懲罰的損害賠償の支払いを命じることができる。その賠償額は、実損害額の2倍以内とされる。

なお、懲罰的損害賠償額を算定する際の裁判所の考慮事項として、次の事由が列記されている。これは例示列記である。

- ・ 損害の程度
- ・ 事業者の安全でない商品であることの知悉の有無
- ・ 事業者の安全でない商品であることを隠していた期間
- ・ 事業者が安全でない商品と知ったときの対応方法
- ・ 事業者の受けた利益の程度
- ・ 事業者の財務状況
- ・ 事業者の損害緩和措置の有無
- ・ 被害者の損害発生への寄与の有無

(5) 開発危険の抗弁の不採用

上記がタイの非安全商品責任法と日本の製造物責任法との主要な相違点であるが、最後に最も注意を要する相違点について論及する。

日本の製造物責任法第4条本文は、次のように規定している。

「前条の場合（筆者注：製造者等が欠陥商品により損害賠償の責任を負う場合）において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない」

これは製造業者等の免責規定であり、製造者等は同条各号に定める事情を証明できた場合は、損害賠償義務を免れることになる。そして、同条第1号は、次のように規定する。

「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学または技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと」

これは、いわゆる、「開発危険の抗弁」と呼ばれる抗弁である。「科学または技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかった」場合にまで責任を負わせるのは製造者等に酷であり、また製造者等の開発意欲を削ぐ結果ともなり、社会の進歩にとってもマイナスになるからである。ちなみに、この「科学または技術に関する知見」とは、製造業者等の知見ではなく、海外の文献・研究を含めた世界最高水準の知見を意味するもので、比喩的に言えば、「神のみぞ知る」場合だけが除外される。

ところが、タイの非安全商品責任法は、「開発危険の抗弁」を認めていない。その意図は不明であるが、製造業者等にとっては、「神のみぞ知る」欠陥が発生した場合、同法で損害賠償責任を負担させられる危険性がある。対応方法には難しい面があるが、十分に検討しておく必要がある。

4. まとめ

上記のとおり、タイの非安全商品責任法は多くの点で日本の製造物責任法とは異なることから、当地で商品・製品等を製造・販売・輸入する日系企業は、十分な研究を要すると考える。また、日本の製造物責任法からの推論は極めて危険であり、場合によっては巨額な損害賠償義務を負う危険性があることを銘記すべきである。

同法は運用が始まったばかりであり、判例の蓄積もないことから、どのように適用・運用されるかは明確に予測できないが、「転ばぬ先の杖」の喩えのとおり、専門家の助言等を得て万全の準備が望ましいと考える。

(報告書作成委託先現地コンサルティング会社：Miyake & Yamazaki Co., Ltd.)